

大多喜ガス株式会社 行動計画

男女ともに全従業員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日 から 2028年3月31日 までの2年間

2. 計画内容

目標1：当年度に採用した労働者に占める女性労働者の割合を30%以上とする。

<対策>

- ・2026年4月～ 採用イベントやホームページ等で、働き方（女性の働き方、育児休業取得率・復職率の紹介、福利厚生等）に焦点を当てた情報発信を行う。
- ・2027年4月～ 女性社員の新卒採用状況に応じた採用促進策を再検討し、適宜実施する。

目標2：全労働者平均の年次有給休暇取得率を70%以上とする。

<対策>

- ・2026年4月～ 有休の取得促進のため、全社的な施策（夏期休暇・アニバーサリー休暇・マンスリー休暇の奨励等）の実施を継続する。
- ・2026年5月～ 2025年度の有休取得状況を確認したうえで、必要に応じて追加施策を検討および周知する。
- ・2026年10月～ 有休付与日数10日以上の従業員が必ず年5日取得するよう、2026年9月時点で取得日数3日未満の者および所属長に取得促進を行う。
- ・2027年5月～ 2026年度の有休取得状況を確認したうえで、必要に応じて追加施策を検討および周知する。
- ・2027年10月～ 有休付与日数10日以上の従業員が必ず年5日取得するよう、2027年9月時点で取得日数3日未満の者および所属長に取得促進を行う。